

日農豐前聯合會長外組合員二十名、小作人側は全農縣聯行
橋支部幹部其他二十名の應接を得て各々その主張を在げず
調停主任樋口判事は付口七斗の折衷說を提示したるが各自
説を固持して散會せり。

○第二回調停委員會

昭和八年七月十五日午前十一時半、泉村役場にて開催、
地主は係判事の説得にて七斗に讓歩したるも小作人側は全
農縣聯委員長田原春次外幹部の應接にて六斗說を主張し双方
態度強硬にて成立せず。

八月十七日地主は小作人側の態度頑固なると組合の對立關係を激成するに至りたるを以て小倉區裁判所に對し土地返還の訴訟を提起す。

かかる状態を憂へた有永日農豐前聯合會長は圓滿なる解決

3

を希望し地主に對し付口六斗五升に讓歩せしめ九月三日小作人側と折衝したる處、田原委員長は組合員と協議し六斗二升にて解決を要望したるも威嚇的言辭を弄したる爲有永會長はこの調停を拒絶せり

○第一回口頭辯論（土地返還要求訴訟）

十月二十六日午前十一時福岡地方裁判所小倉支部にて開廷小作人側より顧問辯護士不在の爲延期を申出たるも容れられず、舊地主（金澤正直）に對し審問ありて後小作人側より二人の證人を申請し開廷

○第三回小作調停委員會

昭和九年一月十四日午前十時泉村役場にて開催、係官其他の熱心なる調停に依り漸く解決せり。

4、解決條項

4